

スポーツ指導員に関する規則

昭和 48 年 3 月 制度開始
平成 7 年 4 月 1 日 制定
平成 11 年 4 月 1 日 改正
平成 24 年 12 月 1 日 改正
平成 29 年 1 月 1 日 改正
平成 30 年 1 月 1 日 改正
平成 31 年 1 月 1 日 改正
令和 6 年 4 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この規則は、三鷹市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の規約に定める目的及び事業の推進をはかるため、三鷹市スポーツ指導員（以下「指導員」という。）の制度を設け、指導員の養成ならびにその資格認定等、必要な事項を定めることを目的とする。

(指導員)

第 2 条 指導員は、三鷹市およびスポーツ協会ならびに三鷹市内の各種団体が行うスポーツ教室や市民の日常生活における自主的グループ等の要請に応じ、スポーツ指導を行うことを主な任務とする。

(資格)

第 3 条 スポーツ協会の会員で、次ぎの一つに該当するもののうち、指導員資格講習の全過程を終了した者を指導員として認定する。ただし、第 3 号による推薦は、会員であるか否かは問わない。

- (1) 実技認定を受けた者でスポーツ協会の加盟団体が推薦する者。
- (2) 日本スポーツ協会、東京都スポーツ協会、その他スポーツ協会加盟の各団体が所属する上部団体が認定した指導者の資格を有する者で加盟団体が推薦する者。
- (3) スポーツ協会常任理事会が推薦する者。

(申込)

第 4 条 指導員の認定を受けようとする者は、申請書にスポーツ協会が定める書類を添えてスポーツ協会に提出するものとする。

(講習)

第 5 条 スポーツ協会は、毎年度期日を定め指導員資格講習会（以下「講習会」という。）を行う。

- 2 講習会は、三鷹市におけるスポーツ指導に共通する科目および必要に応じて種目ごとに行い、実施要領等はスポーツ協会指導部会が定める。
- 3 講習会実施要領等を定める場合、スポーツ協会理事の中から種目ごとに必要な指導部員を委嘱するものとする。

(資格認定委員会)

第6条 三鷹市スポーツ指導員資格認定委員会（以下「委員会」という。）は、スポーツ協会理事をもって構成し、その事務をスポーツ協会指導部会が所掌する。

2 委員会の委員長は、スポーツ協会の会長が副会長の中から指名し、副委員長は委員会において互選する。

3 委員会委員の任期は、スポーツ協会理事の任期と同一とし、補充委員の任期は前委員の残任期間とする。

（認定）

第7条 指導員の認定は、委員会が行う。

2 指導員に認定された者は、指導員台帳に登録し、スポーツ協会が発行する指導員証を交付する。

3 前項の指導員台帳および指導員証の様式は別に定める。

（活動）

第7条の2 指導員の指導活動に対する報酬は、原則として指導活動を依頼した主催者が負担するものとする。

（資格の喪失）

第8条 指導員がスポーツ協会会員の資格を失った場合、（ただし、第3条第1項第3号の指導員を除く。）または指導者としてふさわしくない行為があり、スポーツ協会指導部会が不適格と認めた者は、指導員の資格を喪失する。

（研修）

第9条 スポーツ協会は、指導員に対する研修会を毎年度開催する。

2 研修会は、第5条に定める講習会に準じ、または講習会と兼ねてスポーツ協会指導部会が実施する。

3 指導員は、毎年研修を受けるものとする。2年間研修会を受講しないときは、指導員の資格を喪失する。ただし、次に開催される講習会を受講した場合は、改めて指導員としての認定を行う。

附 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日から従前の「三鷹市スポーツ指導員等に関する規則」は廃止する。

3 従前の規則によって認定された「三鷹市スポーツ指導員」の資格は、この規則が施行されて最初に行われる研修会を受講することにより継続して認定する。なお、受講しない者は、その日をもって資格を喪失する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

1 平成28年度の資格認定は、指導員資格保有者を対象とし、資格認定委員長及び体育

協会指導部会にて認定する。

2 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。